

介護保険制度改正に伴い 費用負担などを一部変更

国では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目指し、介護保険法を改正しました。この改正に伴い、以下の介護サービス内容などが変更されましたので、ご確認ください。
詳しくは、盛岡北部行政事務組合（☎74-2716）まで。

①一定所得以上の人は利用者負担が2割に（8月から）

65歳以上（第1号被保険者）で一定所得以上の人は、介護保険サービスを利用する時の自己負担が2割になります。

【2割負担になる人】

本人の合計所得金額が160万円以上の人。ただし、年金収入とその他の合計所得金額が、単身で280万円未満、65歳以上の人2人以上いる世帯で346万円未満の場合、1割負担のままとなります。

負担割合証を発行

要支援、要介護の認定を受けた人に、自身の負担割合を示す負担割合証が発行されます。

有効期間は、8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

②現役並み所得者の高額介護サービス費の自己負担限度額を引き上げ（8月から）

医療保険制度における現役並み所得者（※）に相当する人は、高額介護サービス費の自己負担限度額が引き上げられます。

■自己負担限度額（1カ月当たり）

現 行	
区 分	限 度 額
住民税課税世帯の人	37,200円
世帯全員が 住民税非課 税世帯で	前年の合計所得額と課税年金 収入額の合計が80万円を超え る人など ▶老齢福祉年金受給者 ▶前年の合計所得額と課税年 金収入額の合計が80万円以下 の人など
生活保護受給者など	15,000円

平成27年8月から	
区 分	限 度 額
医療保険制度における現役並み 所得者（※）に相当する人	44,400円
住民税課税世帯の人	37,200円

※現役並み所得者＝同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の人がある場合。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上の人2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は住民税課税世帯の人と同様となります。

③低所得者の施設利用時の食費と 居住費の給付要件を変更（8月から）

低所得者で施設などを利用する場合の食費・居住費補助（特定入所者介護サービス費）の適用要件が変更されます。また、給付を受けるには、負担限度額認定の申請が必要です。

次のいずれかを満たす場合は、食費・居住費の補助が受けられません。

- ①預貯金などが、単身で1,000万円を超える場合、夫婦で2,000万円を超える場合
- ②配偶者が課税者の場合（世帯が同じかどうかは問わない）

⑤介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新規入所は要介護3以上から（4月から）

27年4月から、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に新規入所できるのは、原則として、要介護3以上の人となっています。ただし、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難と

認められる場合、要介護1または2の人の特例的な施設への入所（特例入所）が認められています。
なお、4月以前から入所している方は、引き続き、施設での生活が続けられます。



←地域を練り歩いた後は
ねぎみそをガブリ



7月19日、田山の各集落で、市の指定無形民俗文化財「先祓い」の勇壮な舞いが披露され、地域を盛り上げました。祭典は、田山、折壁・日泥、兄川の3集落で開催。「みこし」が通る道を舞いによって先に祓い清める「という由來を持つ「先祓い」を、子どもらが、太鼓や笛の音に合わせて元気に踊りました。沿道には、地域の方々が集まり、伝統芸能を披露する踊り手たちを温かく見守っていました。

同日、横間では虫追い祭りが行われました。横間虫追い祭りは、200年以上の歴史を持つ伝統行事で、五穀豊穡と悪退散を祈願するものです。祭りでは、旗を持った人先頭に、男形、女形、大鼓を打ち鳴らしながら「五穀豊穡、稲虫はらえ、豊作祭りやー」と唱え、集落内を練り歩きました。

伝統芸能・行事
地域盛り上げる